




2019.08.28

コチ コンサルティング

9月1日からの日中社会保障協定発効を控え、お問合せの多い、中国国籍社員の日本派遣時の厚生年金免除申請手続きに関する実態をご報告します。併せて永住権（日本国籍、中国国籍）に関わる制度・運用の変更が散見されるため、留意事項をご報告します。

また、9月より【2020 CoChi トータルリワードレポート～以薪伝心～】の年度調査を開始致します。本年は欧米系、中国系企業との詳細ベンチマーク（業種×職種×階層別分析・比較）を実施します。添付資料をご参照の上、2020年の人事・報酬政策にご活用下さい。

 注目Q & A
日本で勤務する中国国籍従業員の社会保障協定に関する手続 (Q&A) [リンク](#)
「定居国外人員在沪就業核准証」について教えてください。(Q&A) [リンク](#)

【人事・労務情報】

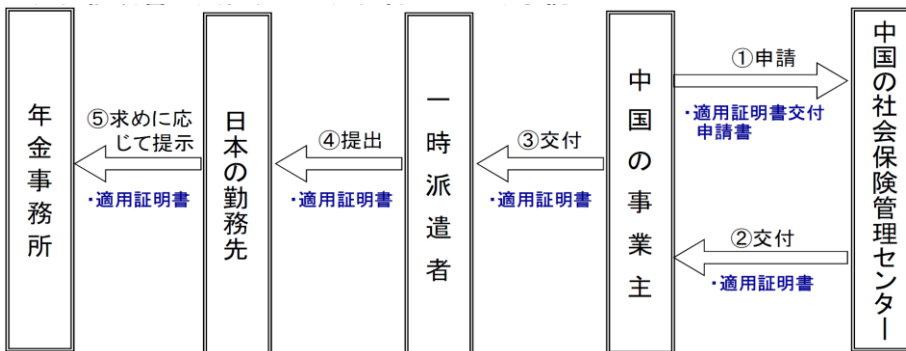
- 中国人社員の日本駐在派遣時の年金納付免除申請 ～中独社会保障協定運用実態より～【全国】
- 日中両国の永住権に関する留意事項
 - ・《定居外国人員の上海就業批准証》～日本永住権保持者の海外送金時に要提出～【上海】
 - ・外国人中国永久居留証の対象拡大 ～2019.8.1施行～【全国】

【シリーズ：モチベーション考察】第2回：内発的働きがい向上のポイント～会社との信頼関係～

■ 中国人社員の日本駐在派遣時の年金納付免除申請 ～中独社会保障協定運用実態より～【全国】

日中社会保障協定実施概要：<https://cochicon.com/3226.html>

厚生労働省、社会保険事務所による中国人従業員の日本派遣駐在時の手続きは下記と説明されていますが、中国側の手続き詳細が未発表であり、お問合せが多数寄せられています。



NAVI 2002年4月4日発効の中独社会保険協定（養老保険、失業保険が免除対象）の実施に関する通知（2002年3月22日）に示され実施されている、中国における2国間社会保険免除協定の手続きは下記です。↓

【中国人派遣駐在員の海外年金免除申請の中国内実務（中独社会保障協定実施通知より）】

《弁理根据中德社会保険協定出具的證明書申請表》を記入（ネットダウンロード可能）

↓
所在区の社会保険局に提出し、情報確認及び捺印受領

↓
上記《申請表》を社会保障部社会保険事業管理中心国際合作処（@北京）に提出し確認を受領

↓
社会保障部社会保険事業管理中心国際合作処より本人へ《参保証明》を発行

↓
《参保証明》を相手国側窓口へ提出

■ 日中両国の永住権に関する留意事項

《定居外国人員の上海就業批准証》～日本永住権保持者の海外送金時に要提出～【上海】

日本の永住権を取得している中国国籍社員は、社会保険加入に関しては中国国籍人材と全く同様の規定に基づき運用されますが、所得税は外国人対象規定に基づいて納付することができます。（次項に続く）

上海では、最近、永住権保持の中国人駐在員（日本本社からの中国駐在）の日本払い賃金分の中国法人から本社へ払い戻し時に《定居外国人員の上海就業批准証》の提出を求められ、批准書が無い場合、海外送金不可とされるケースが発生しています。2016年に廃止通知された《定居外国人員の上海就業批准証》（永住権取得の上海市における就業批准証）の制度が正式には発効しておらず、外貨管理強化の為、制度が厳格化されている模様で、留意が必要です。

外国人中国永久居留証の対象拡大 ～2019.8.1施行～ 【全国】

2019年8月1日より、外国人の中国永住権申請基準が緩和・拡大されました。永住権は多様な許可基準がありますが、一般の外国人就労者に関わる事項として、「既に4年連続中国国内で就労しており、4年間で毎年の給料性収入(税込)が地域の社会平均賃金の6倍を超え、個人所得税納税額が賃金年収の20%を超え、かつ4年間中国国内で実際に居住し累計が6カ月/年以上の外国人は、現在の職場の推薦により、外国人の永住居留許可を申請できる。」があります。永住権を取得した場合、5年以上の居住許可証の申請が可能となります。

NAVI 【外国人が中国の永久居留証で享受できる12の特典】

- 1、政治権力と法律法規が規定する享受できない特定の権利と義務を除いて、原則的に中国国民と同じ権利を有し、同じ義務を負う。
- 2、中国に滞在する期間が制限されず、有効なパスポートと《外国人永住証明書》で中国に出入国でき、ビザは必要ない。
- 3、中国での就業は、《外国人工作証》の手続を免除する。
- 4、合法的に獲得した人民元で、中国国内で外国企業の直接投資を行うことができる。
- 5、規定に基づいて専門技術職の勤務資格審査と専門技術者の資格試験を受けることができる。
- 6、子供が義務教育段階への入学に際し、条件に合致する場合、関連政策を享受することができる。
- 7、《外国人永久居留証》を有効な身分証として社会保険加入の各手続を行うことができる。
- 8、「外国人個人が国内で自家用商品住宅を購入する際には、国内で仕事をし、学習した期間が1年以上である必要がある。」との制限を受けない。
- 9、国内で銀行、保険、証券および先物などの金融関連業務を取り扱う場合、《外国人永住証明書》を身分証明書とし、中国の公民同等の権利、義務、および統計の帰属を享受することができる。
- 10、国内での買い物、公園及び各種文化施設の入場券の購入、文化娯楽商業施設の訪問などの消費活動は中国国民と同等な待遇を与え、価格は同等である。
- 11、中国で国内線に搭乗する場合、《外国人永久居留証》にて搭乗手続をすることができる。中国で列車に乗車に乗車する場合は、《外国人永久居留証》にて切符を購入することができる。中国で宿泊する場合は、《外国人永久居留証》でチェックインできる。
- 12、自動車運転免許証の発給と自動車登録手続きにおいて、中国国民と同等の待遇を受けることができる。

【シリーズ：モチベーション考察】「経営戦略としての人材マネジメント - モチベーション考察 - 」

経営者懇談会（7.18）「経営戦略としての人材マネジメント-モチベーション考察-」における参加経営層の貴重な議論をシリーズでご紹介致します。第2回は内発的働きがい向上のポイント～会社との信頼関係～です。

【提起】モチベーションは所与の動機（M2.0：信賞必罰、条件付き報酬）

から内発的動機（M3.0：人間として成長、知的興奮、社会貢献、誰かの役に立つ）へとシフトしていると言われており、中国においても非金銭報酬の重要性が高まっている。何を心がけている？

- **関心を示す**ことがまず基本。これはと思う人間とは食事の機会等をつくり**何でも聞きまくる**。「息子の学校どうなった？」「お父さんの足はどう？」…中国ではファミリー意識が非常に高いので、家族のことを知っていることは大切。（総合商社総経理）
- エンゲージメントを引き出すことに注力している。仕事の意義づけを現場や会議で繰り返し話して聞かせている。「甘え」と「悲鳴」を聞き分け、対処することが大切。（飲料メーカー総経理）
- “重要と思われる” “有能と思われる” “好かれていると思われる”がKey。まず**公平な機会**を与える。（建設 総経理）

非金銭報酬の要素

- A (Acknowledgement)
感謝・認知
- B (Balance of Work and Life)
仕事と生活の調和
- C (Culture)
企業文化や組織の体質
- D (Development)
成長機会の提供
- E (Environment)
労働環境の整備
- F (Frame)
具体的行動の明確な指示

